

○函館工業高等専門学校情報セキュリティ組織体制に関する規程

平成22年10月18日

函高専達第7号

函館工業高等専門学校情報セキュリティ組織体制に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立高等専門学校機構情報セキュリティポリシー対策規則(平成22年3月31日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第98号。以下「対策規則」という。)の規定に基づき、函館工業高等専門学校(以下「本校」という。)における情報セキュリティ組織体制について定めるものとする。

(情報セキュリティに関する役職の設置)

第2条 本校に対策規則第13条第1項に規定する情報セキュリティ責任者を置き、校長をもって充てる。

2 本校に対策規則第18条に規定する情報セキュリティ副責任者を置き、校長が指名する副校長及び事務部長をもって充てる。

3 本校に対策規則第13条第5項に規定する情報セキュリティ推進責任者を置き、学術情報教育センター長をもって充てる。

4 情報セキュリティ責任者は、特段の事由がある場合、情報セキュリティ副責任者又は情報セキュリティ推進責任者として、第2項及び第3項に規定する以外の者を指名することができる。

(情報セキュリティ管理者の設置)

第3条 本校に対策規則第13条第4項に規定する情報セキュリティ管理者を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 校長が指名する副校長
- 二 教務主事
- 三 学科長，一般系長
- 四 専攻科長
- 五 図書館長
- 六 グローバルセンター長
- 七 地域共同テクノセンター長
- 八 キャリアセンター長
- 九 総合学生支援センター長
- 十 ネットワーク管理室長
- 十一 情報教育演習室長

- 十二 技術教育支援センター長
- 十三 総務課長
- 十四 学生課長
- 十五 その他情報セキュリティ責任者が必要と認めた者

(情報セキュリティ推進員)

第4条 本校に対策規則第19条に規定する情報セキュリティ推進員を置き、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- 一 各学科(生産システム工学科を除く。)、一般系並びに生産システム工学科の各コース(以下「学科等」という。)の学術情報教育センター員(学術情報教育センター長及びネットワーク管理室長が所属する学科等を除く。)
- 二 技術教育支援センター職員 1名
- 三 事務部職員 1名
- 四 その他情報セキュリティ責任者が必要と認めた者

(情報セキュリティ管理委員会の設置及び業務)

第5条 本校に対策規則第20条に規定する情報セキュリティ管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

- 2 管理委員会は、本校における次の各号に掲げる事項を審議する。ただし、専門的及び技術的問題の審議は、第7条に規定する情報セキュリティ推進委員会に委ねるものとする。
 - 一 実施規程及び実施手順の制定並びに改廃に関する事項
 - 二 基本方針、実施規則、実施規程及び実施手順に関し、当該規則等の実施、周知徹底、遵守及び励行の推進、違反に対する措置、並びに遵守状況の調査に関する事項
 - 三 情報セキュリティ教育に関する事項
 - 四 リスク管理及び非常時行動計画の策定並びに実施に関する事項
 - 五 情報セキュリティインシデント防止策の策定及び実施に関する事項
 - 六 例外措置の許可権限者の選任に関する事項
 - 七 情報セキュリティの強化に関する調査及び検討に関する事項
 - 八 情報セキュリティに関する情報の調査及び周知に関する事項
 - 九 実施規程及び実施手順の実施状況の評価及び見直しに関する事項
 - 十 その他情報セキュリティに関する事項

(情報セキュリティ管理委員会の構成員)

第6条 管理委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 情報セキュリティ責任者
- 二 情報セキュリティ副責任者

- 三 情報セキュリティ管理者
 - 四 情報セキュリティ推進責任者
 - 五 その他情報セキュリティ責任者が必要と認めた者
- 2 管理委員会に委員長を置き、情報セキュリティ責任者をもって充てる。
 - 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(情報セキュリティ推進委員会の設置及び業務)

第7条 本校に対策規則第22条の規定に基づき、情報セキュリティ推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

- 2 推進委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。
 - 一 情報セキュリティに関する専門的及び技術的問題の審議
 - 二 情報システムに関わる情報セキュリティインシデントの発生時の対応
 - 三 情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ副責任者及び情報セキュリティ管理者への専門的及び技術的立場からの助言及び支援

(情報セキュリティ推進委員会の構成員)

第8条 推進委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 情報セキュリティ推進責任者
 - 二 情報セキュリティ推進員
 - 三 その他情報セキュリティ責任者が必要と認めた者
- 2 推進委員会に委員長を置き、情報セキュリティ推進責任者をもって充てる。
 - 3 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

(管理運営部署)

第9条 本校に対策規則第24条第1項に規定する情報セキュリティに関する管理運営部署を設置し、総務課をもって充てる。

- 2 管理運営部署は、次の各号掲げる業務を行う。
 - 一 管理委員会及び推進委員会の運営に関する業務
 - 二 管理委員会及び推進委員会の審議に関連する事項の取りまとめ
 - 三 情報セキュリティに関する連絡と通報
 - 四 情報セキュリティに関する文書の保管

附 則

- 1 この規程は、平成22年10月18日から施行する。
- 2 函館工業高等専門学校情報セキュリティ規程(平成17年11月10日制定)、函館工業高等専門学校情報セキュリティ委員会規程(平成17年11月10日施行)及び函館工業高等専門

学校情報セキュリティポリシー(平成18年2月17日制定)は廃止する。

- 3 函館工業高等専門学校学術情報教育センター運営委員会規程(平成21年4月1日施行)第2条に掲げる事項のうち、情報セキュリティに関する事項については、同条の規定にかかわらず、当分の間、この規程第5条第1項に規定する情報セキュリティ管理委員会又は第7条第1項に規定する情報セキュリティ推進委員会において審議する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日函高専達第45号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第22号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年10月15日函高専達第14号)

この規程は、平成30年10月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和3年3月25日函高専達第12号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年12月22日函高専達第6号)

この規程は、令和4年1月1日から施行する。